

外国人材の受入れを「5年間で34万人」という言葉が一人歩きしているようですが、人手不足で採用活動もままならない企業からすると、実際のところ、外国人材をどのように受け入れることができるのか？受け入れることができる企業には何か要件があるのか？など、多くの疑問があるかと思えます。今回は、改正入管法で新たに加わった在留資格「特定技能」について取り上げます。また、裏面では、企業が外国人を雇用するときに確認すべき「在留カード」の基本をまとめています。この機会にぜひ、外国人雇用の基本の「キ」をご確認ください。

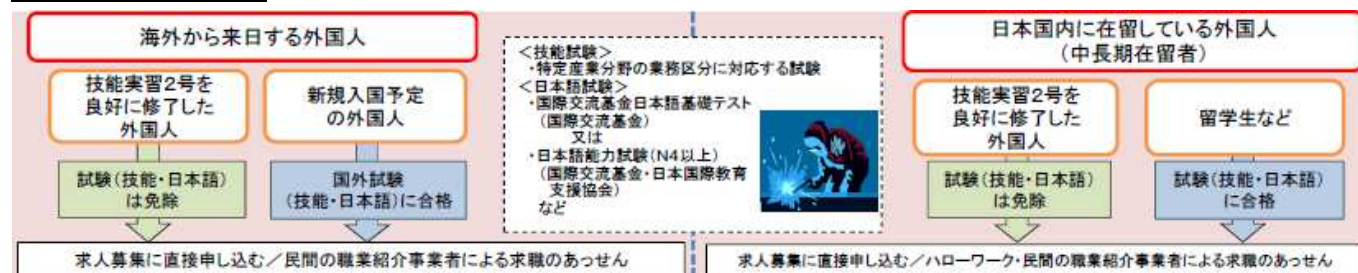
## ■新しい在留資格「特定技能」は、就労系の資格です！

外国人の採用を考えると、在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」であれば、業務内容に制限なく、日本人と同じようにどのような業務にも採用することができます（「就労系」に対して「身分系」といいます）。しかし、「技術・人文知識・国際」「技能」の場合（「就労系」とまとめます）は、**在留資格で定められた範囲内の業務のみ**、従事してもらうことができます。これは、専門性の高い外国人だけが日本で就業することができ、単純労働に従事させることはできない！という従来の考え方ですが、新しい「特定技能」では、**人手不足と国が認めた14分野に限って「相当程度の知識又は経験」があれば就業することができる**のです。

**特定産業分野**：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、  
**（14分野）** 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業  
（特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可）

※「相当程度の知識」は、技能評価試験と日本語能力試験により判断する

外国人が「特定技能」の在留資格を認められるためには、まず、「相当程度の知識」を確認するための試験に合格しなければなりません（技能実習2号を修了した外国人を除く）。



試験は外国と日本の両方で行われますが、14分野の中でも実施する国や回数は様々です。先行して以下の分野で試験の実施が予定されています。日本国内で実施される試験では、**在留資格「留学」から引き続き日本での就業を目指す学生や、他の就労系の在留資格で働く外国人がより就業できる業務の幅を広げるため**の受験が予想されます。

2019年4月：介護、宿泊、外食業    2019年10月：飲食物品製造業    2019年秋以降：ビルクリーニング業

また、「技能実習制度」の反省から、在留資格「特定技能」を持つ外国人を雇用する企業（受入れ企業）が、日本での生活に困らないよう生活オリエンテーションを実施したり、住宅の確保や携帯電話の契約等のサポートを行うことが義務づけられています。義務づけられた生活サポートを行うことができない受入れ企業は、「登録支援機関」に委託することができます。

◆行政書士法人グローアップでは「登録支援機関/受入(雇用)企業サポート」を行っております。技能評価試験が先行される「介護」「宿泊」「外食」の分野では、早めに合格者を確保しようとする動きもあります。人材不足から外国人雇用を検討している企業は、まずは、お気軽にご相談ください！

## ■外国人を雇用するときは、「在留カード」のここを確認！

3ヶ月以上の中長期滞在者には、在留カードが交付されます(外交、公用等除く)。

※特別永住者は「特別永住者証明書」と言いますが、ほぼ「在留カード」と同じ仕様です  
自社で就業させたい業務に就かせることが可能なのか？以下の点を確認しましょう。

**住居地**  
変更があった場合には裏面に記載されます。

**在留資格**  
在留資格のない方にはカードは交付されません。

**在留期間(満了日)**

**有効期間**  
在留カードには有効期間があります。ご確認ください。

**在留カード番号**  
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

**就労制限の有無**  
就労制限の有無 就労不可

**顔写真**  
在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

**特別永住者証明書番号**  
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

### ◎裏面にも重要な情報が記載されています(必ず、裏面も確認しましょう)

- ・在留資格が「留学」「家族滞在」のとき、「就労制限の有無:就労不可」とありますが、裏面に「資格外活動許可」のハンコがある場合は、週28時間(長期休暇中に限り日8時間)働くことができます。
- ・有効期間の更新中は「在留期間更新許可申請中」とハンコが押されます。
- ・住所変更したとき、現在の住所と届出年月日が記載されています。

### ◎偽造在留カードが増えています！在留カードを受け取ったら、以下の点を確認しましょう

写真下の銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きまわります。



カードを上下に傾けると、カードの左端部分がピンク色に変化します。



カードを傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。



また、入国管理局のホームページでは、「在留カード番号」と「有効期間年月日」を入力することで、その在留カード番号が有効であるかを照会できるWEBサイト「在留カード等番号失効情報照会」が開設されています。在留カードの確認不足で、会社が「不法就労助長罪」に問われることもあります。

## 行政書士法人グローアップ

【東京本社】〒108-0075 東京都港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F Tel.03-5715-2938

【大阪本店】〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波5-1-60 なんばスカイオ15F Tel.06-6630-8535

E-mail: info@glow-up.or.jp <https://glow-up.or.jp/>

